

「渡邊廣乃プロを応援する会」会則

第1条「名称」

本会の名称は「渡邊廣乃プロを応援する会」とします。

第2条「目的」

本会は、プロテニスプレーヤー渡邊廣乃の選手活動全般を支援することを目的として発足し、事務局により運営します。

第3条「事業」

本会は、上記の目的を達成する為に、広く企業スポンサー様、個人サポーター様を募り、これらの拠出する会費等を渡邊廣乃のテニス競技活動の費用に充当するものとします。

第4条「会員」

本会は第2条の目的に賛同される方々で組織します。

会員は次の場合資格を失うものとします。

- ・退会の申し出があった者。
- ・事務局で会員として相応しくないと判断した者。

第5条「入会・会費」

年会費は個人会員一口 2,000 円以上、法人会員一口 5,000 円以上とし、入会金などの徴収はいたしません。

会員資格は毎年4月1日～翌年3月31日までとし、期間中での入会はすべてこの期間内での有効とします。

第6条「組織」

本会の運営には会長1名、副会長1名、幹事数名、事務局2名、会計2名、会計監査2名の役員を置き、任期は2年とし4月1日より翌々年3月31日までとする。

尚、再選は妨げないものとします。

第7条「会計年度」

「渡邊廣乃プロを応援する会」の発足日を平成25年4月1日とし、本会の会計年度は、4月1日～3月31日を以て1年とします。

第8条「所在地」

本会の事務局を北海道旭川市北門町15丁目2159-1（渡邊兼廣方）におきます。